防衛省の情報公開に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第39 号)第28条の規定に基づき、防衛監察本部の情報公開に関する 達を次のように定める。

平成19年9月1日

防衛監察監 櫻井 正史

防衛監察本部の情報公開に関する達

(目的)

第1条 この達は、防衛省の情報公開に関する訓令(平成13年防衛庁訓令第39号。以下「訓令」という。)第28条の規定に基づき、防衛監察本部(以下「監察本部」という。)の保有する行政文書の開示等の手続等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該 各号の定めるところによる。
  - (1) 監察本部情報公開課 訓令第4条第2項に規定する機関等情報公開責任者である防衛監察監(以下「監察監」という。) を補佐し、監察本部の情報公開に関する総合調整を行う課を いう。
  - (2) 監察本部開示担当課室 監察本部において、個別の行政文

書の開示等決定(移送、意見書提出の機会付与、開示決定等、 開示決定等期限の延長、開示決定等期限の特例及び開示手数 料の減額又は免除に関する決定をいう。)に係る事務につい て監察監を補佐する課室等をいう。

- (3)内局開示担当課室 所掌事務に応じて開示等決定の実務を 行う防衛省内部部局の課、室又はこれに準ずるものをいう。(監察本部情報公開課等)
- 第3条 監察本部情報公開課(以下「情報公開課」という。)は、 総務課とする。
- 2 監察本部開示担当課室(以下「課室等」という。)は、総務 課(企画室を除く。)、企画室及び統括監察官とする。

(関係部署の協力)

第4条 監察本部における行政文書の開示等の手続等を円滑に進めるため、情報公開課及び課室等は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

(開示請求に係る事務の実施)

第5条 情報公開課は、防衛省情報公開室(地方防衛局等情報公開室を含む。以下同じ。)から開示請求書の写し(以下「開示請求書」という。)の交付を受けた場合は、当該開示請求について、該当する可能性のある行政文書を保有すると考えられる課室等に開示請求書を交付し、所要の照会を行うものとする。

2 開示請求書を交付された課室等は、該当する可能性のある行政文書の有無を調査する事務を開始するものとする。

(行政文書の特定)

- 第6条 開示請求書の交付を受けた課室等は、当該開示請求に係る行政文書が特定できた場合は、情報公開課にその複製を提出するものとする。また、該当する行政文書が存在しない場合には、その旨を情報公開課に通知するものとする。
- 2 情報公開課は、前項の提出又は通知を受けたときは、防衛省情報公開室にその旨を通知するとともに、提出を受けた行政文書の複製を提出する(存在しない場合を除く。)ものとする。
- 3 情報公開課は、防衛省情報公開室から行政文書を特定した旨 の通知及び事務の指定を受けたときは、課室等を指定し、当該 課室等に通知するとともに、指定した課室等を防衛省情報公開 室に連絡するものとする。
- 4 課室等は、特定された行政文書の複製を内局開示担当課室及び情報公開課に提出するものとする。ただし、第1項の規定によりすでに情報公開課に当該行政文書の複製を提出しているときは、それをもって情報公開課への提出に代えることができる。
- 5 情報公開課は、前項の規定により提出された行政文書の複製を 防衛省情報公開室に提出するものとする。

(移送)

- 第7条 課室等は、特定された開示請求に係る行政文書が訓令第 13条の規定に照らし、移送が必要となり得ると考えられると きは、速やかにその旨を情報公開課に連絡するものとする。
- 2 情報公開課は、前項の連絡を受けたときは、速やかにその旨 を内局開示担当課室に連絡するものとする。

(第三者意見聴取)

- 第8条 課室等は、特定された開示請求に係る行政文書が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第4 2号。以下「法」という。)第13条の規定に照らし、第三者 に対して意見提出書を提出する機会を与えることが必要である と認める場合には、速やかにその旨を情報公開課に連絡するも のとする。
- 2 情報公開課は、前項の連絡を受けたときは、速やかにその旨 を内局開示担当課室に連絡するものとする。

(開示決定等手続)

第9条 課室等は、請求対象となる当該行政文書について、全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の判断を行い、別紙様式により情報公開課に報告するものとする。ただし、当該判断について、他の課室等が実施することが適切であると認められる場合には、速やかにその旨を情報公開課に連絡するものとする。

- 2 情報公開課は、前項の場合において、当該行政文書の特定を 実施した課室等以外の他の課室等に開示等に係る判断を依頼す ることが適切であると認められる場合には、当該他の課室等に 対し、当該判断について依頼するものとする。
- 3 課室等は、開示等に係る判断をするに当たっては、内局開示 担当課室と協議、調整を行うものとする。
- 4 情報公開課は、第1項の報告に基づき、監察監の決裁を得て、 速やかに内局開示担当課室を経由し、防衛大臣に開示等に係る 判断を上申するものとする。

(開示決定等の通知)

第10条 情報公開課は、訓令第16条第2項に基づく決定の通知を受けた場合は、その旨を課室等に速やかに通知するものとする。

(開示決定等期限の延長及び特例)

- 第11条 課室等は、法第10条第2項に規定する開示決定等の期限の延長が必要な場合は、その旨を内局開示担当課室及び情報公開課に連絡するものとする。
- 2 課室等は、法第11条に規定する開示決定等の期限の特例の 適用が必要な場合は、その旨を内局開示担当課室及び情報公開 課に連絡するものとする。

(開示情報等の記録作成)

- 第12条 課室等は、訓令第22条第1項の規定により作成した記録等の写し及び第22条第2項に規定する行政文書の写し(以下「写し」という。)を情報公開課に提出するとともに、適切に保存しなければならない。その際、訓令第22条第2項に規定する行政文書の写しには、不開示情報が記録されている部分に明認を施しておくものとする。
- 2 情報公開課は、前項の規定により提出された写しと同一のも のを防衛省情報公開室に提出するものとする。

附 則

この達は、平成19年9月1日から施行する。

別紙様式 (第9条関係)

総務課長 殿

課室等の長等

開示等決定について (報告)

標記について、受付第 号に係る行政文書の開示等について下記のとおり判断するので報告する。

記

1 判断区分

ア 開示 イ 部分開示 ウ 不開示

2 判断理由